

土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

- 第3条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
- (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙-2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙-2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

- 第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ~ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
 - 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
 - 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
 - 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

- 第5条** 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(以下「試行要領」という。)」を適用する。
- 2 施工箇所点状型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
 - 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
 - 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。
なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温30℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高WBGT25℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の対象工事)

- 第6条** 本工事は、現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係

る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（下請次数を制限した工事の試行）

第8条 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。

2 受注者は、下請次数が3次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

3 受注者は下請次数が3次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

（仮設トイレの洋式化）

第9条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第10条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第11条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領
徳島県 CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第12条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用する

こととする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

(週休2日確保工事)

- 第13条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
県土整備部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日(土日)

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
県土整備部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 完全週休2日(土日)の場合

(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

- 第14条 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費:警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

- 1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：17.81%

- 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：2.14%
- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。
- なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。
- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。
- なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第15条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R 7 吉土 宮川内ダム 阿波・土成宮川内
取水設備改修工事
特記仕様書

令和 8 年 3 月

徳島県 東部県土整備局吉野川庁舎
宮川内ダム

第1条 適用

1. 本仕様書は、徳島県（以下「発注者」という。）が行うR7吉土 宮川内ダム 阿波・土成宮川内 取水設備改修工事に適用する。
2. 本工事の施工にあたっては、徳島県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書及び図面によるものとする。
3. 受注者は、設計図書に基づき実施仕様書、計算書及び詳細図を作成し、監督員の承諾を得て施工しなければならない。

第2条 工事概要

本工事は宮川内ダム管理所が管理する取水設備の信頼性向上を目的として、開閉装置の整備及び機側操作盤、取水設備電源分電盤の更新、非常用発電機設備の撤去を行うものである。

第3条 工事施工範囲

1. 本工事の施工範囲は、次に示す設備の製作、据付、現地試運転までとする。本工事の製品あるいは資機材の搬入路は、受注者の責任で確保し、仮設工事及びそれに伴う資機材も受注者の負担とする。また、製品の搬出入や仮設工事に伴い仮撤去した構造物は、工事完了後速やかに原状復帰するものとする。
2. 請負者は本工事完成までに設備管理者に対する操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事の工事範囲に含まれている。

○取水ゲート（No.1～3）

種 別	細 別	単 位	数 量	施 工 内 容	摘 要
開閉装置	本体	門	3	C級点検	第12条
	スタンド・ラックカバー	門	3	塗替塗装	

○低水ゲート

種 別	細 別	単 位	数 量	施 工 内 容	摘 要
開閉装置	本体	門	1	C級点検	第12条
	スタンド・ラックカバー	門	1	塗替塗装	

○取水・低水ゲート共通

種 別	細 別	単 位	数 量	施 工 内 容	摘 要
機側操作盤	一式	面	1	更新	
配線	一式	式	1	更新	二次側

○制水ゲート

種 別	細 別	単 位	数 量	施 工 内 容	摘 要
開閉装置	構造部	門	1	塗替塗装	
	ワイヤロープ	門	1	取替	
	ワイヤロープ 端末調整装置	門	1	分解整備 (リミットスイッチ交換含む)	第12条
	制限開閉器	門	1	分解整備 (リミットスイッチ交換含む)	第12条
	非常上限検出装置	門	1	分解整備 (リミットスイッチ交換含む)	第12条
機側操作盤	一式	面	1	更新	
配線	一式	式	1	更新	二次側

○電源設備

種 別	細 別	単 位	数 量	施 工 内 容	摘 要
取水設備電源分電盤	一式	面	1	更新	
自動始動盤	一式	面	1	撤去	
非常用発電機	一式	基	1	撤去	

注) 次の内容は施工範囲内とする。

- (1) 埋設金物、アンカボルト等の施工
- (2) 動力線の配線と端子接続
 - ・機側操作盤から開閉装置までの二次側配線と端子接続
- (3) 制御線の配線と端子接続
 - ・機側操作盤から各開閉装置までの二次側配線と端子接続
- (4) 機側伝送装置から機側操作盤へのケーブル
 - ・既設を離線し再設置するものとする。

第4条 設計条件

工事期間中のダムの運用は次のとおりとする。

1. ゲート操作

- ・工事期間中にダム水位の制限は行わない。
- ・工事期間中も利水放流を継続する。

2. その他

- ・堤頂道路に資機材の配置を可能とするが、普通車が通行可能となるような配置とすること。(設置・撤去時等の一時的な通行止めは可能とするが、事前に発注者と協議すること)

第5条 主要仕様

主要仕様は、次のとおりとする。

(1) 取水ゲート／設計仕様

形 式	鋼製スライドゲート
寸 法	純径間 0.910m

	有効高 0.910m
門 数	3 門
設計水位	EL. 135.700m (SWL. 135.000 + 風波浪高 0.700m)
操作水位	No. 1 取水口ゲート EL. 135.700m No. 2 取水口ゲート EL. 128.400m No. 3 取水口ゲート EL. 124.700m
水密方式	後面 4 方金属水密
開閉方式	電動スピンドル式

(2) 制水ゲート／設計仕様

形 式	鋼製スライドゲート (充水バルブ内蔵)
寸 法	純径間 1.430m 有効高 1.430m
門 数	1 門
設計水位	EL. 135.700m (SWL. 135.000 + 風波浪高 0.700m)
操作水位	水圧バランス
水密方式	後面 4 方ゴム水密
開閉方式	電動ワイヤロープウインチ式

(3) 低水ゲート／設計仕様

形 式	鋼製スライドゲート
数 量	1 門
寸 法	純径間 1.430m 有効高 1.430m
設計水位	(上流側) EL. 135.700m (SWL. 135.000 + 風波浪高 0.700m) (下流側) 0m
操作水位	EL. 121.000m
水密方式	後面 4 方メタル水密
開閉方式	電動スピンドル式

第 6 条 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

(工事用道路)

本工事の輸送ルートにおける国道 318 号から工事現場に至る工事用道路の構造は次のとおりである。

- (1) 右岸側進入道路 国道 318 号からダム堤頂道路に進入可能

幅員 3m程度

(2) 左岸側進入道路 工事車両の進入不可

なお、本工事用道路は下記工事（予定）の請負者と共用する。

R 7 吉土 宮川内ダム 阿波・土成宮川内 ゲート操作橋塗装工事

第7条 検査及び引渡し

1) 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、方法、日程については監督職員と協議して決定しなければならない。

工場にて行う段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。

- (1) 材料確認
- (2) 機能確認
- (3) 性能確認
- (4) 塗装確認
- (5) 動作試験（対向試験および試運転）

上記の確認時期は次のとおりとする。

項目	実施時期
(1) 材料確認	(工場) 納入後、製作開始前 (現場) 搬入後、据付開始前
(2) 機能確認	(工場) 整備完了時 (現場) 据付完了時
(3) 性能確認	(工場) 製作完了時 (現場) 据付完了時
(4) 塗装確認	(工場) 整備完了時 (現場) 塗装完了時
(5) 総合動作試験	仮完成時

2) 中間検査の実施

本工事は中間技術検査の対象工事である。

中間検査の項目及び実施期間等については、契約締結後、公共工事検査課と協議して決定する。

なお、この検査による工事目的物の引き渡しは行わないため、工事しゅん工検査までの間、出来形部分については、善良に管理すること。

第8条 据付

1) 仮設機材

工事用電力、光熱、用水は全て請負者の負担とする。

第9条 準拠規定

1. 本工事の設計、製作及び据付にあたっては、本仕様書によるほか、下記に示す基準等に準拠するものとする。

なお、これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用するものとする。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 徳島県土木工事共通仕様書 | (徳島県) |
| (2) 機械工事共通仕様書(案) | (国土交通省) |
| (3) 機械工事施工管理基準(案) | (国土交通省) |
| (4) 機械工事塗装要領(案)・同解説 | (国土交通省) |
| (5) 河川管理施設等構造令及び同施行規則 | (国土交通省) |
| (6) 河川砂防技術基準(案) | (国土交通省) |
| (7) ダム・堰施設技術基準(案) | (ダム・堰施設技術協会) |
| (8) ダム・堰施設検査要領(案) | (ダム・堰施設技術協会) |
| (9) ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案) | (ダム・堰施設技術協会) |
| (10) 日本工業規格 | (JIS) |
| (11) 日本電機工業規格 | (JIM) |
| (12) 電気学会電気規格調査会標準規格 | (JEC) |
| (13) 日本電線工業会規格 | (JCS) |
| (14) その他、関連法規及び規格 | |

第10条 塗装

本工事における各設備の塗装仕様は以下の通りとし、仕上色は施工前に発注者と協議を行うものとする。

1. 工場塗装

塗装仕様は次のとおりとする。購入品はメーカー標準仕様とする。

素地調整：1種ケレン

塗装系：エポキシ樹脂系＋ポリウレタン樹脂系（C-2）

記号及び塗装系	施工場所	工程	塗料名	標準膜厚 (μm)	参考塗布量 (g/m^2) エアスプレー
C-2 ジンクリッチペイント ＋ エポキシ樹脂系 ＋ ポリウレタン樹脂系	製鉄所	一次プライマー	無機ジンクリッチプライマー	15	200
	工場	第一層目(下塗)	無機ジンクリッチペイント	75	650
		ミストコート	ミストコート	-	160
		第二層目(下塗)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗(大気部用)	80	400
		第三層目(下塗)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗(大気部用)	80	400
		第四層目(中塗)	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料中塗	40	220
		第五層目(上塗)	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料上塗	30	170
	合計			305	

2. 現場塗装

施工箇所：取水ゲート／開閉装置、低水ゲート／開閉装置
制水ゲート／開閉装置

施工場所：現場

素地調整：1種ケレン

塗装系：エポキシ樹脂系＋ポリウレタン樹脂系（c-2B）

記号及び塗装系	工 程	塗 料 名	参考使用量(g/m ²)		参考膜厚 (μm)
			エアレス	刷毛塗	
c-2B ジnkリッチペイント ＋ エポキシ樹脂系 ＋ ポリウレタン樹脂系	第1層目(下塗)	有機ジnkリッチペイント	650	500	75
	第2層目(下塗)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗(大気部用)	300	240	60
	第3層目(下塗)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗(大気部用)	300	240	60
	第4層目(中塗)	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用中塗	220	180	40
	第5層目(上塗)	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用上塗	170	140	30

第11条 施工管理等

1. 施工管理

施工管理は、ダム・堰施設検査要領（案）（同解説）および共通仕様書によるものとする。なお、これらに定められていない次項については、請負者の基準によるが、この場合予め監督職員の承諾を得るものとする。

第12条 ゲート設備

1. 一般事項

請負者は、本工事の施工にあたって第1条によるほか、第9条に示す基準等に準じて施工しなければならない。これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用しなければならない。

2. 使用材料

使用する材料は、次に示すものまたはこれらと同等品以上とする。

(1) 制水ゲート

使 用 箇 所		材質・規格	摘要
開閉装置	ワイヤロープ	G種めっき	

3. 部品・機器単体品仕様

使用する部品や機器単体品の仕様は、次に示すものとする。

(1) 制水ゲート

1) ワイヤロープ

- ・種類：6X37-G/0-D24 G種めっき
- ・ワイヤ径：24mm
- ・ワイヤ長：52m
- ・本数：2本
- ・破断荷重：284kN以上
- ・付属品：JIS-0型ワイヤソケット+ピン

4. C級点検内容は以下の通りとする。

製造メーカー標準内容+塗替塗装（1種ケレン/塗替後仕様：エポキシポリウレタン樹脂系[C-2]）

5. 分解整備内容は以下の通りとする。

リミットスイッチ取替（制限開閉器のリミットスイッチ配線長は現場確認を行い不足の場合は延長処理のこと）

(1) 制水ゲート

1) リミットスイッチ

- ・ワイヤ端末調整装置 D4A-3101N 相当品
- ・制限開閉器 Z-15G55-MD1M 相当品
- ・非常上限検出装置 D4A-3101N-C00 相当品

第13条 操作制御設備

1. 取水ゲート機側操作盤

(1) 仕様

- | | |
|---------|----------------------|
| 1) 形式 | 屋内閉鎖自立形 |
| 2) 使用場所 | 屋内 |
| 3) 材質 | 鋼板製 |
| 4) 寸法 | W1600×H2000×D600 程度 |
| 5) 用途 | 取水ゲート 3門
低水ゲート 1門 |

6) 盤面取付機器

- | | |
|--------|----|
| 電圧計 | 1個 |
| 電流計 | 4個 |
| 開度表示器 | 4個 |
| 運転時間計 | 4個 |
| 運転度数計 | 4個 |
| 集合表示灯 | 1式 |
| 押釦スイッチ | 1式 |

その他必要品	1 式
7) 盤内収納機器	
配線用遮断器	1 式
漏電遮断器	1 式
サーキットプロテクタ	1 式
サージ保護デバイス	1 式
パワーサプライ	1 式
変圧器	1 式
プログラマブルコントローラ	1 式
シンクロ/デジタル変換器	4 個
漏電リレー	1 式
零相変流器	1 式
3 E リレー	1 式
カレントコンバータ	1 式
変流器	1 式
進相コンデンサ	1 式
電磁接触器	1 式
補助継電器	1 式
ドアスイッチ	1 式
盤内照明	1 式
スペースヒータ	1 個
換気ファン	1 個
コンセント	1 個
その他必要品	1 式

(2) 構造概要

機側操作盤は、取水ゲート、低水ゲートを操作可能な構造とする。

(3) その他

機側操作盤の主な機能は以下とする。

- ・ 取水ゲート、低水ゲートの機側操作及び遠方操作
- ・ 制御回路は、PLC 回路
- ・ 操作信号および監視信号の遠方との受け渡し

2. 制水ゲート機側操作盤

(1) 仕様

- 1) 形 式 屋内閉鎖自立形
- 2) 使用場所 屋内
- 3) 材 質 鋼板製
- 4) 寸 法 W800×H2000×D600 程度

5)用途 制水ゲート 1門

6)盤面取付機器

電圧計	1個
電流計	1個
開度指示計	1個
運転時間計	1個
運転度数計	1個
集合表示灯	1式
押釦スイッチ	1式
切替スイッチ	1式
その他必要品	1式

7)盤内収納機器

配線用遮断器	1式
漏電遮断器	1式
サーキットプロテクタ	1式
サージ保護デバイス	1式
パワーサプライ	1式
変圧器	1式
シンクロ／アナログ変換器	1個
漏電リレー	1式
零相変流器	1式
3Eリレー	1式
カレントコンバータ	1式
変流器	1式
進相コンデンサ	1式
電磁接触器	1式
補助継電器	1式
ドアスイッチ	1式
盤内照明	1式
スペースヒータ	1個
換気ファン	1個
コンセント	1個
その他必要品	1式

(2)構造概要

機側操作盤は、制水ゲートを操作可能な構造とする。

(3)その他

機側操作盤の主な機能は以下とする。

- ・制水ゲートの機側操作及び遠方操作

- ・制御回路は、リレー回路
- ・操作信号および監視信号の遠方との受け渡し

第 14 条 電源設備

1. 取水設備電源分電盤

(1) 仕様

- 1) 形 式 屋内閉鎖自立形
- 2) 使用場所 屋内
- 3) 材 質 鋼板製
- 4) 寸 法 W700×H1600×D600 程度
- 5) 用 途 動力電源、制御電源の電源供給

6) 盤面取付機器

- | | |
|--------|-----|
| 集合表示灯 | 1 式 |
| 押釦スイッチ | 1 式 |
| その他必要品 | 1 式 |

7) 盤内収納機器

- | | |
|-----------|-----|
| 配線用遮断器 | 1 式 |
| サージ保護デバイス | 1 式 |
| 補助継電器 | 1 式 |
| ドアスイッチ | 1 式 |
| 盤内照明 | 1 式 |
| その他必要品 | 1 式 |

(2) 構造概要

電源分電盤は、取水ゲート機側操作盤、制水ゲート機側操作盤、シャッター、電灯分電盤へ電源供給可能な構造とする。

(3) その他

電源分電盤の主な機能は以下とする。

- ・取水ゲート機側操作盤への電源供給（動力、制御）
- ・制水ゲート機側操作盤への電源供給（動力、制御）
- ・シャッターへの電源供給（動力）
- ・電灯分電盤への電源供給（制御）
- ・制御回路は、リレー回路

第 15 条 その他事項

(1) この仕様書に明記の無い事項であっても、構造上または運転上具備しなければならない事項および工事施工上、当然必要な作業設備等は、全て受注者の負担とする。

(2) 工事現場に必要な事務所、宿舍、倉庫、その他の設備は全て受注者の負担

とする。

(3)本工事の施工にあたっては、本仕様書および図面による他、以下の各項によるものとする。

- 1)土木工事共通仕様書（徳島県）
- 2)土木工事施工管理の手引き（徳島県）
- 3)その他関連法規基準

(4)工事の施工においては、放流量、水質等に関してダムの運用に影響を与えないよう十分配慮すること。

(5)設備の撤去および据付にあたっては、クレーンやトラック等を使用して、安全かつ速やかに施工を行うこと。

(6)工事施工により発生した産業廃棄物および撤去品については、法律に基づく適切な処理を受注者の責任と負担で行うこと。なお、撤去品の処分数量・品目については変更協議の対象とする。

(7)工事期間中、下記別途工事が予定されているため、双方の作業工程を把握し、円滑に工事を進めること。

- ・ R7吉土 宮川内ダム 阿波・土成宮川内 ゲート操作橋塗装工事